

# 水戸市介護予防・日常生活支援総合事業 令和6年度介護報酬改定に伴う変更点について

---

令和6年3月27日

水戸市福祉部高齢福祉課地域支援センター

# 総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

訪問型  
サービス

介護保険法施行規則第140条の6第3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

- 基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう1回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正	
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度 1,176単位	
	週2回程度	2,349単位	週2回程度 2,349単位	
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度 3,727単位	
1回当たり	月1回～4回	268単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ 標準的なサービス 287単位	
	月5回～8回	272単位		
	月9回～13回	287単位		
	高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設		20分～45分の生活援助 179単位	月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に見直し
			45分以上の生活援助 220単位	
短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護 163単位		

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

3,727単位の誤り  
(厚労省に確認済)

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げすることも可能  
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> ※) 詳細は[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)の該当ページ参照。

- 高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)
- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し (P51)
- 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54)
- 特別地域加算の対象地域の見直し (P54)、口腔管理に係る連携の強化 (P35)、介護職員の処遇改善 (P41)

# 訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

訪問型  
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

**利用者の生活状況に応じた基本サービス費**  
（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

**イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）**

（1）1週に1回程度の場合	1,176単位
（2）1週に2回程度の場合	2,349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

**ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）**

（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 （旧区分二～八を統合）	287単位
（2）生活援助が中心である場合（※2）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位

（※） は、令和6年4月に見直しを行った事項。

（※1）ロについては、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※2）ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※3）ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※4）イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する**加算・減算**

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100

初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位

**口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで） 50単位**

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき） 所定単位数の 137/1000

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき） 所定単位数の 100/1000

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき） 所定単位数の 55/1000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき） 所定単位数の 63/1000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき） 所定単位数の 42/1000

介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき） 所定単位数の 24/1000

**高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100**

**業務継続計画未実施減算 -1/100**

**事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 90/100等**



# 訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

訪問型  
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費  
（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、  
従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	
（1）1週に1回程度の場合	1,176単位
（2）1週に2回程度の場合	2,349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）	
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 （旧区分二～ハを統合）	287単位
（2）生活援助が中心である場合（※2）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位



利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	所定単位数の 145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)（1月につき）	(※5)所定単位数の 221/1000 から76/1000

(※5) (1) 221/1000, (2) 208/1000, (3) 200/1000, (4) 187/1000, (5) 184/1000, (6) 163/1000, (7) 163/1000, (8) 158/1000, (9) 142/1000, (10) 139/1000, (11) 121/1000, (12) 118/1000, (13) 100/1000, (14) 76/1000

(※) は、令和6年6月に見直しを行った事項。

(※1) ロについては、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

(※2) ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(※3) ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

(※4) イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

# 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する 厚生労働大臣が定める基準について 【介護保険最新情報Vol.1221】

---

## 3 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）

### 1 指定相当訪問型サービス

#### (1) 指定相当訪問型サービスの基本取扱方針

① 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、**介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。**

③ サービスの提供に当たって、**利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。**

※通所型サービスについても同様の記載

# 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する 厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について 【介護保険最新情報Vol.1222】

---

## 第3-2 訪問型サービス費 (1) 訪問型サービスの意義について

指定相当訪問型サービスは、基準告示第3条に定めるとおり、その**利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう**、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、**利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの**である。このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するに当たっては、**要支援者等のできることを阻害することのないよう留意すること**。なお、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合の単位数（以下この号において「通院等乗降介助」という。）は算定しないこととし、通院等乗降介助以外のサービスの範囲については、訪問介護と同じ取扱いとする。

# 令和6年4月～の報酬体系について

## 介護予防ホームヘルプの新しい報酬体系

---

### 変更点及び留意点

- ・11月の説明会時点（改正前の基準）では、回数単価を算定した場合、算定回数の上限が定められていたが、今回の基準改正において上限が回数から**単位**（3,727単位）に変更。そのため、前述した**「基準」「実施上の留意事項」**を踏まえ、規定の単位を上限とし、1月当たりの適切な利用回数を計画に位置付けることとする。
- ・厚労省は「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」「生活援助中心」「身体介護中心」の区分を設定。水戸市の訪問型サービスの報酬としては**「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」**で算定する。

# 令和6年4月～の報酬体系について

## 介護予防ホームヘルプの新しい報酬体系

R5				⇒	R6				
計画に位置付けた回数	対象者	基本報酬	単位		計画に位置付けた回数	対象者	基本報酬	単位	
週1回程度	事業対象者 要支援1, 2	1月につき	1,176		⇒	月に1回～12回まで	事業対象者 要支援1, 2	1回につき	287× 日数
週2回程度			2,349						
週2回を超える程度			3,727						



# 利用と請求方法について

例① 要支援2の利用者が介護予防ホームヘルプを週2回程度（9回）利用する計画

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	×	20	21	×	23	24
25	×	27	28	×	30	31

・サービス利用票・提供表は2,583単位（1回単価）  
で作成

・毎週利用した場合  
287単位×9回=2,583単位

2,583単位で請求

・利用しない日が4日あった場合  
287単位×5回=1,435単位

1,435単位で請求

# 利用と請求方法について

例② 要支援2の利用者が介護予防ホームヘルプを週2回を超える程度（14回）利用する計画

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	×
4	5	6	7	×	9	10
11	×	13	14	15	16	17
18	19	20	21	×	23	24
25	26	27	28	×	30	31

・サービス利用票・提供表は3,727単位（月額報酬）  
で作成

・毎週利用した場合 3,727単位で請求

・利用しない日が5日あった場合

→ 287単位×9回=2,583単位（1回単価）で請求

- 基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせ、高齢者を支援できるよう要支援2の者の1回当たりの単価について1回からの算定を可能とする。
- その他令和6年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	→	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	284単位	→	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位	月1回から算定可	要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447単位

運動器機能  
向上加算の  
包括化

➔ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

+

※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることが可能  
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し> (※) 詳細は[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)の該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)

通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 (P55)

特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54)、

選択的サービス複数実施加算の見直し (P53)、科学的介護推進体制加算の見直し (P39)、介護職員の処遇改善 (P41)

# 通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

通所型  
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

## 利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

### イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

### ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

（※） については、令和6年4月に見直しを行った事項。

（※1）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※2）ロ（1）については1月につき4回まで、ロ（2）については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

## 利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

## 利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	50単位 又は170単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	49/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	23/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	11/1000

運動器機能向上  
加算は廃止。



# 通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

通所型  
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

## 利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

### イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

### ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位



## 利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	55単位 又は170単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） <small>（1回につき、6月に1回を限度）</small>	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	92/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	90/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	80/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)（1月につき）	81/1000 から33/1000

## 利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

（※3）(1) 81/1000, (2) 76/1000, (3) 79/1000, (4) 74/1000, (5) 65/1000, (6) 63/1000, (7) 56/1000, (8) 69/1000, (9) 54/1000, (10) 45/1000, (11) 53/1000, (12) 43/1000, (13) 44/1000, (14) 33/1000



介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する  
厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

---

### 第3-3 通所型サービス費 (1) 通所型サービスの意義について

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、**入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されている**ところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第47条に定めるとおり、その**利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの**であることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

① 入浴介助は、**利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと**。この際、**利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。**

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する  
厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

---

### 第3-3 通所型サービス費 (1) 通所型サービスの意義について

② 運動器機能向上サービス（**利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。**）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

# 令和6年4月～の報酬体系について

## 介護予防デイサービスの新しい報酬体系

---

### 変更点及び留意点

- ・11月の説明会で示したとおり、基本的には回数単価で算定し、一定の回数を超えた場合は月額報酬で算定。
- ・**事業対象者**については、区分支給限度額が要支援1相当であることとの整合性を図るため、**利用回数を要支援1の利用者に合わせて変更**。（令和6年4月からの新規利用者から適用。）

# 令和6年4月～の報酬体系について

## 介護予防デイサービスの新しい報酬体系

R5				⇒	R6			
計画に位置付けた回数	対象者	基本報酬	単位		計画に位置付けた回数	対象者	基本報酬	単位
週1回程度	事業対象者 要支援1	1月につき	1,672		1回～4回まで	事業対象者 要支援1	1回につき	436
					週1回程度 (5回以上)		1月につき	1,798
週2回程度	事業対象者 要支援2		3,428		1～8回まで	要支援2 事業対象者 (令和6年3月以前から 週2回程度利用している 利用者に限る)	1回につき	447
							週2回程度 (9回以上)	1月あたり

# 利用と請求方法についての例

例② 要支援1の利用者が介護予防デイサービスを週1回程度（5回）利用する計画

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	⑧	9	10
11	12	13	14	⑮	16	17
18	19	20	21	×	23	24
25	26	27	28	⑲	30	31

・サービス利用票・提供表は1,798単位（月額報酬）で作成

・毎週利用した場合

436単位×5回=2,180単位（>月額報酬）

1,798単位（月額報酬）で請求

・利用しない日が1日あった場合

436単位×4回=1,744単位（<月額報酬）

1,744単位（回数払い）で請求



# 利用と請求方法についての例

例③ 要支援1の利用者が介護予防デイサービスを週1回程度（4回）利用する計画

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

・サービス利用票・提供表は1,744単位（回数払い）で作成

・毎週利用した場合

436単位×4回=1,744単位（<月額報酬）

1,744単位（月額報酬）で請求

# 利用と請求方法についての例

## 例③ 要支援2の利用者が介護予防デイサービスを週2回程度（9回）利用する計画

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	⑤	6	7	⑧	9	10
11	⑫	13	14	×	16	17
18	×	20	21	×	23	24
25	×	27	28	×	30	31

・サービス利用票・提供表は3,621単位（月額報酬）で作成

・利用しない日が5日あった場合。

447単位×4回=1,788単位（<月額報酬）

1,788単位（回数払い）で請求

- 旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準との統合を図ることとあわせ、以下の居宅サービス等の基準改正と同様の措置を講じる。

## ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

（※）Ⅱ 3（3）効果的なサービス提供の推進 ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

- 提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

## ② 身体的拘束等の適正化の推進

（※）Ⅱ 1（6）高齢者虐待防止の推進 ② 身体的拘束等の適正化の推進

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、
- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

## ③ 「書面掲示」規制の見直し

（※）Ⅱ 5 ① 「書面掲示」規制の見直し

- 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。

（※）令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日 社会保障審議会介護給付費分科会）との対応を示す。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)

# 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する 厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

## 第3-3 通所型サービス費 (11) 一体的サービス提供加算の取扱いについて

当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① (8)栄養アセスメント加算及び(9)栄養改善加算に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

## 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る 体制等状況一覧表の提出について

---

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、総合事業を実施する指定事業所（以下「事業所」）は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を保険者に提出する必要があります。

提出期限：**令和6年4月15日**

詳細は市ホームページをご確認ください。